

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和3年2月4日（諮問（情）第1号）

答申 日：令和3年6月28日（答申（情）第2号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和2年12月3日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年12月16日付け田保衛第12150002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年12月17日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、審査請求人には知る権利があるので、求める情報の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書については、多かれ少なかれ個人に関わる情報は必ず含まれる。審査請求人の求める情報は、当該関係人である和歌山県職員の氏名・役職のみである。
- (2) たとえ本人からの開示請求であっても個人情報とは非開示となる等、全く言っていることが理解できない。
- (3) 和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課環境生活班の不作为により、湯峰温泉公衆浴場解体撤去工事において湯脈が密集する地盤の調査を全く行わず、バックフォーによる湯脈を無視した掘削により旧源泉口を含む岩盤を破壊し、温泉湧出事故が発生した。
- (4) 業務記録等、不作为により至った本件に係る情報は、包み隠さず全て出すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に「申請人」の記載がある。
- (2) ここでいう申請人とは開示請求者のことを指すため、請求内容は特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に規定する非開示とすべき情報に該当する。
- (3) 本件開示情報に係る公文書の存否を応答するという事は、開示請求者が令和2年12月3日に西牟婁振興局健康福祉部に電話をし、担当から「財産区敷地内に立ち入るな。」と言われたという情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき個人情報を開示することと同様の結果が生じることになる。
- (4) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。本件開示請求については、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、存否応答を拒否する決定とした。
- (5) また、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるか、開示請求者が利害関係を有しているかどうかなどの個別事情によって開示非開示の判断に影響

響を及ぼさないので、たとえ本人からの開示請求であっても非開示になる。

- (6) なお、湯峰温泉公衆浴場解体撤去工事に係る掘削は温泉の湧出を目的としない掘削であり、温泉法第3条に基づく掘削許可の対象ではない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、「申請人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をしたとき」と公文書開示請求書には記載があり、個人名を特定し、審査請求人が令和2年12月3日に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をしたことが記載されている。

3 請求された公文書の存否に関する情報について

(1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのも

のであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

本件開示請求に係る情報は、公文書開示請求書中「申請人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をしたとき和歌山県田辺市本宮町湯峰の財産区の住人である申請人に対して、「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令した職員の氏名・役職が分かる情報。」の記載から特定の個人が保健所に電話をしたときの情報であり、特定の個人が電話をしたか否かの情報及び電話をしていた場合の会話内容については、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、審査請求人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をした事実及び財産区敷地内に立ち入るなどと言われた事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば、審査請求人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をした事実及び財産区敷地内に立ち入るなどと言われた事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課環境生活班

の不作为により温泉湧出事故が発生した旨主張しているように思われるが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

6 付言

情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。実施機関は、条例第 10 条を適用して非開示決定を行う場合においても、開示請求者がその理由を明確に認識し得る程度に具体的に示す必要がある。

条例に基づく公文書開示制度は、開示非開示の判断に当たり、開示請求者の自己情報に係る開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されない。しかし、審査請求人は、本人からの開示請求であっても個人情報是非開示となることが全く理解できない旨主張している。実施機関においては、審査請求人に対し、開示請求者の自己情報であることを理由に特別に開示を受けられるものではなく、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱うことになることについて、より丁寧に説明すべきであったと考える。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 3 年 2 月 4 日	○諮問（実施機関）
令和 3 年 2 月 15 日	○審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 3 月 26 日	○審議
令和 3 年 5 月 14 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和 3 年 6 月 21 日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

石倉誠也、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和2年12月3日	申請人が令和2年12月3日午前10時45分に西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をしたとき和歌山県田辺市本宮町湯峰の財産区の住人である申請人に対して、「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令した職員の氏名・役職が分かる情報。